

# 新事業活動促進資金

## 趣旨・目的

「新事業活動促進資金」のご融資を通じて、経営多角化、事業転換などを支援します。

## 内 容

ご利用いただける方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. &lt;経営革新関連&gt; 中小企業等経営強化法に基づき、都道府県知事等より経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方</li> <li>2. &lt;経営向上計画関連&gt; 中小企業等経営強化法に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方</li> <li>3. &lt;新連携関連&gt; 中小企業等経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定(変更認定を含む)を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成する方</li> <li>4. &lt;農商工連携関連&gt; 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方</li> <li>5. &lt;経営強化関連&gt; 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定（変更認定を含む）を受けた方</li> <li>6. &lt;地域資源関連&gt; 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方</li> <li>7. &lt;第二創業関連&gt; 1～6に該当しない方で新たに第二創業（経営多角化、事業転換）を図る方または第二創業後概ね5年以内の方</li> </ol>	
資金の使いみち	<p>当該事業を行うために必要とする設備資金及び長期運転資金  「ご利用いただける方」の7に該当する方については、既存事業の全部または一部を廃止するための資金、及びこれに伴う債務の返済資金を含みます。</p>	
融資限度額	<p>直接貸付 7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）  代理貸付 1億2千万円</p>	
利 率 (年)	「ご利用いただける方」 4、6の方	2億7千万円まで（土地に係る資金を除く）特別利率 <sup>③</sup> 2億7千万円超 基準利率
	「ご利用いただける方」 2の方	基準利率
	「ご利用いただける方」 5の方	基準利率 ただし、設備資金（土地に係る資金を除く）については、2億7千万円まで基準利率-0.9%
	「ご利用いただける方」 1、3の方	2億7千万円まで（土地に係る資金を除く）特別利率 <sup>②</sup> 2億7千万円超 基準利率
	「ご利用いただける方」 7の方	2億7千万円まで（新たに第二創業を図る方。ただし、土地に係る資金及び債務の返済資金を除く）特別利率 <sup>①</sup> 2億7千万円超 基準利率

ご返済 期間	設備資金	20年以内（うち据置2年以内）
	運転資金	7年以内（うち据置2年以内）
担保・ 保証人 等	<p>担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。</p> <p>直接貸付において、一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証が不要となります。</p> <p>5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p> <p>審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。</p>	

■■ 問い合わせ先 ■■■

日本政策金融公庫松本支店 中小企業事業

〒390-0811 松本市中央1丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル7階

TEL 0263-33-0300

URL <https://www.jfc.go.jp/>